



遺言書を書き換えたい



少し前に自筆証書遺言を書いたけど
その時と状況が変わったので**遺言書の内容を書き換えたい**な・・・

一度書いた内容を撤回することはできるのだろうか？
撤回するには何か特別な手続きが必要なのだろうか？

一度書いた遺言書の内容を撤回することは**可能**です。

遺言書の内容を「一部」変更するか、「全て」変更するかで書き換えの方法が異なりますが、最もシンプルな方法は、前に書いた遺言書を破棄（破り捨てる等）したうえで**新たに遺言書を作成**することです。

実際にご本人様がお亡くなりになった後、相続手続で使われる遺言書は「**正しい形式で書かれている、日付が最も新しいもの**」ですので、前に書いた内容を撤回するには新しい遺言書を作成するのが一番です。



遺言書を新しく作成してしまえば問題ありませんので、特別な手続も不要です。ですが、書き直すにあたり以下の注意があります。



遺言書にかいた内容を確実に実現したい場合には、無効にならない遺言書（不備がない遺言書）を作ることが何よりも重要です。

訂正の仕方が違うだけでも無効になりかねませんので、専門家に関わってもらいながら慎重に作成されることをお勧めします。

この点、**公正証書遺言**であれば、法律のプロである公証人が作成しますので安心です。また法的紛争の際に文書が真正であると強い推定が働きます。どんな風に作成すればよいか、気になられたらお気軽にご相談ください。



公証役場

遺言のご相談は、F&Partnersへ！

今週の
お客様の**声**

依頼して
良かった点は？

吹田市 かじやま様

予想よりスムーズに進んだ事です。

